

忍び、終に後に彼の悪しき事を顕さず。是れ海に沈み水汚みて濁れず、毒魚に吞まれず、身と命と亡はざるなり。誠に知る、大乘の威験と諸の仏の加護とを。賢に曰はく「美きかな、彼の悪を挙げず、なほ能く忍ぶ。寔に斯れ法師の鴻なる慈にして、忍辱の高き行なり」と。所以に長阿含經に云はく「怨を以ちて怨を報ゆることは、草をもちて火を滅すが如し。慈を以ちて怨を報ゆることは、水をもちて火を滅すが如し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

妙見菩薩變化して異しき形を示し盗人を顕す縁 第

五

河内国安宿郡の部内に、信天原山寺有り。妙見菩薩の為に燃燈を献る処なり。畿内に年ごとに燃燈を奉る。帝姫阿倍天皇の代に、知識例に依りて燃燈を菩薩に献り、並に室の主に錢と財物を施す。其の布施せる錢の中五貫を、師の弟子竊盗みて隠す。後に錢を取らむが為に往き、見れば錢無し。ただし鹿箭を負ひて仕れ死ぬ。仍りて鹿を荷はむが為に、河内市の辺の井上寺の里に返り、人等を率て至る。見れば鹿にあらず。ただし錢五貫なり。因りて盗人を顕す。定めて知る、是れ美の鹿にあらず、菩薩の示す所なり、と。是れ奇異しき事なり。

禅師の食はむとする魚法花經と化作りて俗の誹を覆す縁 第六

す縁 第六

吉野山に一の山寺有り。名けて海部峯と号ふ。帝姫阿倍天皇の御世に一の大僧有り。彼の山寺に住みて精勤めて道を修ひ、身疲れ力弱く、起居すること得ず。魚を食はむと念欲ひて弟子に語りて言はく「我れ魚を啖はむと欲ふ。汝求めて我れを養へ」といふ。弟子師の語を受けて紀伊国の海辺に至り、鮮き鱸八隻を買ひて小櫃に納めて帰り上る。時に本より知れる檀越三人、道に遭ひて問ひて言はく「汝が持つ所の物は何物ぞ」といふ。童子答へて言はく「此れ法花經なり」といふ。持てる小櫃より魚の汁垂り、其の臭きこと魚の猶し。俗經にあらずと念ふ。すなはち大和国の内市の辺に至り、俗等と俱に息む。俗人逼めて言はく「汝が持てる物は經にあらず、此れ魚なり」といふ。童子答へて言はく「魚にあらず。当に經なり」といふ。俗強ひて開かしむ。逆ひ拒

「底本訓釈には「漂書(ツ)、良可爾」とある。[時] 況但反、憂也、張目之良、目豆、良加爾須(新撰字鏡)、[置] ツ、ラメ(名義抄)より推せば、つづらか)は目を見ひらいて驚くさまをあらわすようである。[漂]は「漂」の異体字だが、底本は「漂書」のばあいは本文には「漂」の字体を用いない(訓釈には用いている)。底本に従うならば、下巻四縁は「漂書」、二十五縁は「漂書」。「漂書」がどのような意か不明なので用字の適合を決定できない。本書ではかりに「漂書」としておく。

「この引用文は長阿含經にみえない。梵網經古迹記・下末に「世間之孝、以怨報怨、如草滅火、勝義之孝、以慈報怨、如水滅火」とある(攷証)。

第五縁

電験譚。人々の帰敬、深信、などを説かず、菩薩の電験のみを説くのは、かえって古態を示すものか。

二 中巻七縁。三 末詳。

四 この寺の妙見菩薩にとりて燃燈を献ることがきわめて重要なこととしていたことがうかがえる。「我北辰菩薩、名曰妙見(衆軍中最勝)」(七仏八菩薩所説大陀羅尼呪經二)とあるように、星(北辰)をその本体とする菩薩であることにかかわる。

五 近隣の人々だけでなく畿内全域の人々が、一時的にはなく毎年恒例に。「畿内」は、本説話當時は平城京を中心とした地域。大和、山背、摂津、河内、和泉(七五七年に「和泉国」が成立)の諸国。

六 上巻三十五縁。七 僧。

八 室主の僧が「師」、その弟子が「師之弟子」。こ

れもやはり僧である。  
ハ 錢を盗みかくした弟子の僧が。  
二 妙見菩薩、盗人、鹿、僧、というイメージの結びつきは、上巻三十四縁にもみえる。本説話の標題に「妙見菩薩變化」とあることより推せば、この鹿は妙見菩薩が姿を変えたもの。妙見菩薩と鹿との結びつきには不明な点が多い。  
二 末詳。餌香市(いさか)か。現在は大阪府藤井寺市内。  
三 末詳。大阪府柏原市に所在する高井田廃寺か。上文の信天原山寺と同一の寺をさすように読めるが、いさかあいまいである。井上寺は慧灌の創立(元亨釈書・一)。

第六縁

三宝絵・法十六に引用。三宝絵より本朝法華験記・上十に書承(主人公を沙門広恩)とする。今昔物語集・十二ノ二十七に書承。

三 末詳。

四 上巻四縁では願覚が優婆塞に「起居安くありやいなや」とことばをかけている。その願覚には魚食伝承が推定される。  
五 古南海道を通り、紀ノ川の河口あたりに出る。このあたりは紀伊国海部郡。上文の「海部峯」との関係は不明。  
六 ボラの類。

七 この数字が何を意味するのかわからない。説話展開上は檀越は一人であつてもよい。  
八 登場人物の呼称や表記を「大僧」「師」「弟子」「童子」を「檀越」「俗人」と変化させている。童子は、上巻三縁。

九 帰途は同じ道を逆行している。「内市」は大和国宇智郡に存した市。現在では奈良県五條市内。

むこと得ず。櫃を開きて見れば、法花経八巻と化りてあり。俗等見て、恐り奇びて去る。彼の一の俗「なほ奇し。見遂げむ」と念ひて、竊に窺ひ往く。童子山寺に至り、師に向ひて具に俗等の事を陳ぶ。禪師聞きて、一は怪び一は喜び、天の守護ることを知る。然うして彼の魚を食ふ時に、窺ひ往きたる俗見て五体を地に投げ、禪師に白して言さく「実は魚の体なりといへども聖人の食物と就れば、法花経と化るなり。我れ愚癡邪見にして因果を知らずして、犯し逼め悩し乱す。願はくは罪を脱し賜へ。今より已後は我が大師として恭敬ひ供養せむ」とまうす。爾れより俗大檀越と成りて禪師を供養す。当に知るべし、法の為に身を助ければ、食物に於きては、毒を雑へたるものを食ふといへども甘露と成り、魚の穴を食ふといへども罪を犯すにあらざして、魚化りて経と成り、天感きて道を濟ふ。此れまた奇異しき事なり。

観音の木像の助を被りて王の難を脱るる縁 第七

正六位上 文部直 山継は、武蔵国多磨郡小河郷の人なり。其の妻は白髮部の氏の女なり。山継征人と為りて、賊の地の毛人を打ちに遣され、賊の地を

廻る頃に、彼の妻賊の難を脱れしむが為に、観音の木像を作りて、以ちて難に敬ひ供る。夫災難を免れて賊の地より還来り、歡喜ぶる心を発し、妻と相供りて数年を経たり。帝姫阿倍天皇の御世の天平宝字八年甲辰の十二月に、山継、賊の臣仲磨の乱に遭ひて、殺の罪の例に羅り、十三人の類に入る。十二人の頸を誅り訖る時に、山継心迷惑ふ。彼の作りて敬ひ供へ奉る観音の木像、呵嘖みて言はく「咄、汝何すれぞ此の穢き地に居る」とのたまふ。足を挙げて、項より躑み通して行臈としたまふ。すなはち其の頸を張り曳べられ、打ち殺されむとする時に、勅使馳せ来りて言はく「もし文部直山継、此の類に在るや」とのたまふ。答へて曰さく「有り。今まさに誅ち殺されむとす」とまうす。使諫めてのたまはく「殺すことなかれ。ただし当に流罪すべし」とのたまふ。信濃国に流さる。然うして後に、久しからずして召し上げ、官せしめられて多磨郡の少領に任けらる。難に逢ひて張り曳べられ、其の痕なほ残る。山継殺さるることを脱れ命を全くするは、観音の助救くるなり。故に己が作りたる善き功德に、信を発し心を至してすなはち大に歡喜べ。助けられて災を脱れむが故に。

一 鱈八隻が経八巻に化した。鱈一隻と経一巻とは同じくらいの大さきなのであろう。本田義憲はスイスの昔話との類似を指摘する。病む王女のためにリンゴをとりに行き、帰りに籠の中味を問われて蛙の骨と答え、王の前で開いたところ蛙の骨であった、と。  
二 何を念明において「天」の語が用いられているのかは不明。下文にも「天感濟道」とみえる。本書では親と子とに關する説話に「天」の語が用いられることが多い。  
三 三宝総および本朝法華驗記の所伝では、禪師は魚を食べない。  
四 恭敬の心をあらわす最上の礼拝。五体(両膝、両手、頭)を地に着ける。「五体投地」(観普賢菩薩行法経)。禪師を隱身の聖と把握しての礼拝である。  
五 上巻四縁に「食三辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあった。魚食は聖のおこない。上巻四縁。  
六 「愚癡邪見(経律異相一所引長阿含経)、「愚癡之人、不識因果、妄起邪見、謗無三宝四諦、無禍無福、乃至無善無惡、亦無善惡業報、亦無今代後代衆生受生」と諸経要集・十惡部・邪見縁。  
七 原文「願罪脱賜」。「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。「我之大師(大般涅槃經後分)」。私の偉大なる師。仏菩薩をさすことが多い。上巻十七縁、二十二縁。

第七縁 減刑を観音靈驗によつて説明しようとする。  
九 「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼観音

力、刀尋段段壞(妙法蓮華経・觀世音菩薩普門品)。  
一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。文部直継足、継守、文部継人、年継、など「継」を用いた名が文部氏の人にはみえる。「正六位上」は下文の行功による進階で得たものか。進階においては正六位上が特別の意味を有していたらしいことにはついでに、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条、などを参照。二 東京都あきる野市。  
三 征行する人。三 藤原朝獨の東北支配に關わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのであろう。蝦夷の住む地方を「賊地」と言つた例に、日本後紀・延暦十八年(元之二月二十一日)条がある。  
四 「或値怨賊邊、各執刀加害、念彼観音力、咸即起慈心」(譯訟経・官処)、「怖畏軍陣中、念彼観音力、衆怨悉退散」(妙法蓮華経・觀世音菩薩普門品)。  
五 天平宝字八年(天西十月)重祚して称徳天皇。  
六 仲麻呂の乱の処刑者は、統紀・天平宝字八年九月二十九日条に「同月十八日、既斬仲麻呂并子孫、同惡相従水上壚燒、惠美巨勢麻呂、仲石伴、石川氏人、大伴古籬、阿倍少路等」とみえる。また、日本後紀・延暦十八年二月二十一日条には、三百七十五人が斬られるはずのところ法均尼の諫言により死刑を減じて流刑徒刑に処